

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)11月22日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】死亡した患者の遺族が、入院先病院経営者のYに対し、いったん退院した際の院長の説明義務違反ありとして、損害賠償を請求した事案。原審は、過失と死亡との因果関係は認めなかったが、遺族の請求を一部認容、控訴審でも同様(平成27年11月11日大阪高裁)

【2】株取引で追証を求められたXがY銀行の指定口座に現金を振込もうとしたが同銀行の手違いで送金ができず数銘柄の建玉を失い800万円の損失が確定。このためXはYに損害賠償を請求、原審は損害額を800万円と認定したが本判決は160万円とするのが相当とした(平成28年9月14日東京高裁)

【3】指定暴力団の組長X1、同幹部X2がY銀行との預金契約を暴力団排除条項に基づき解約されたことに対し、無効確認を求めた事案。原審はXらの請求を棄却、本判決は暴力団排除条項の遡及適用は可、社会生活上不可欠な生活口座でもないとしてXらの控訴を棄却(平成28年10月4日福岡高裁)

【4】医師が実施する美容療法を受けた患者が、効果がなかったとして説明義務違反の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した。患者が美容効果の不確実性の説明を受けていたら同療法を受けた蓋然性は低いとして、施術費用を損害と認定した(平成27年7月8日大阪地裁)

【5】性感染症検査を受けた患者が、医師が虚偽の診断をし、診療録の開示を拒否したことに対し、損害賠償を請求した事案。医師として善管注意義務違反、故意による詐欺行為を認め慰謝料30万円、診療録開示拒否の慰謝料10万円の限度で損害をみとめた(平成27年8月19日東京地裁)

【6】被告から宅地・戸建て住宅を購入した原告が、東日本大震災により当該宅地が液状化し、住宅が傾斜したことに対し、被告に瑕疵担保責任又は不法行為に基づき損害賠償を請求したが、原告側請求がすべて否定された事例(平成27年12月25日東京地裁)

【7】石綿関連疾患に罹患した建設作業従業員及びその相続人等が国及び石綿含有建材を製造販売していた企業に損害賠償を求めた事案。本判決は旧労基法、安衛法上の規制権限不行使があったとして国の違法性を認め、企業にも警告表示を行うべきだったとして過失を認定(平成28年1月29日京都地裁)

【8】中学生X1は所属するバレー部の教師Y1から体罰、暴言を受け退部し児童精神科に通う結果となったためX1及び両親がY1と市Y2に損害賠償を請求。本判決は慰謝料等の支払いをY2に命じたがY1については公務員個人は直接被害者に責任を負わないとした(平成28年2月4日津地裁)

(知的財産)

【9】携帯電話通信サービスを提供する被控訴人が、本件特許権を有する控訴人に対し、通信網の作動方法等を使用してサービスを提供した行為は、本件特許権を侵害するものでないとし、損害賠償債務等の不存在確認を求め、同主張が認められた事例(平成28年3月28日知財高裁)

【10】幼児箸を製造販売する控訴人が同種製品を製造販売する被控訴人に対し著作権侵害を主張して被告各商品の製造販売の差し止めを求めたが、原判決は請求棄却。控訴審でも、原告製品は美術の著作物としての著作物性を認められないとして控訴棄却(平成28年10月13日知財高裁)

【11】拒絶査定不服審判の拒絶審決について取消を求めた事案であって、引用発明の構成を引用例2の構成に置き換える動機づけはなく、さらに置き換えることには阻害要因があるとして、拒絶審決を取消した事例(平成28年10月26日知財高裁)

【12】登録商標の不使用取消審判の請求不成立の審決に対する審決取消訴訟において、商標法50条3項の「その審判の請求がされることを知った」の意義について判断されたうえ、原告請求が棄却された事例(平成28年11月2日知財

高裁)

【13】拒絶査定不服審判の拒絶審決について取消を求めた事案であって、本願発明のタイヤと引用発明のタイヤとは具体的な課題が異なり、表面層に関する技術的思想は相反するものとして拒絶審決を取消した事例(平成28年11月16日知財高裁)

(民事手続)

【14】自動車の割賦金債務を連帯保証した信販会社Xが、自動車購入者Bの割賦金支払の遅滞に対し同債務の履行として自動車販売会社Aに対し割賦金等の残額を弁済し、破産したBの破産管財人に自動車の引渡しを求めたところ、別除権の行使が認容された事例(平成28年5月30日札幌地裁)

(刑事法)

【15】公訴提起後第一回公判期日前に弁護士が申請した保釈請求に対する検察官の意見書の謄写を許可しなかった裁判官の処分が是認できないとされた事例(平成28年10月25日最高裁)

【16】強盗殺人罪が確定した者が強盗致死罪であることの新証拠を発見したとして強盗致死罪への認定変更を求める再審請求をした事案。法定刑が同じである両罪につき刑訴法435条6号の「軽い罪」に該当すると認めたとしたが、証拠不十分として再審請求は棄却(平成28年1月6日広島高裁岡山支部)

【17】心身喪失状態で重大な他害行為を行った者が、統合失調症に罹患しているとして指定入院医療機関に入院していたが、同機関の管理者が裁判所に退院許可を申立てたところ、同申立てが棄却されたため管理者が抗告。本決定は原決定を取消し原裁判所に差戻した(平成28年4月19日東京高裁)

(社会法)

【18】生活保護受給者が生活保護法27条に基づく指導又は指示(居住していた戸建住宅からマンションへ買換えしたところ、マンションの売却を指導)に従わなかったため生活保護停止決定処分を受けたが、当該指導・指示は違法として同停止処分の取消請求を認容(平成27年10月28日さいたま地裁)

【19】在日コリアンが集住する川崎市内の桜木地区で活動する社会福祉法人Xの申立てにより、同地区を標的としたヘイトスピーチ・デモが行われる蓋然性が高いとして、同法人事務所周圍500メートル円内における上記デモを事前に差止める仮処分命令が発令された事例(平成28年6月2日横浜地裁川崎支部)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 大阪高判平成27年11月11日 判例時報2304号54頁

平成27年(ネ)第1940号・同第2386号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(控訴棄却(確定))

激しい息切れ等を起こしてYが経営する病院に入院した患者が, 病院に不信感を強めた家族の意向により, 入院翌日に一旦は退院したもののその6日後に同じ病院の主治医の診察を受けたところ, 播種性血管内凝固症候群(以下「DIC」という)を発症していると判断され, 再入院し, その3日後に血液培養検査のための採血及び心エコー検査を実施したところ, 感染性心内膜炎を発症していると診断され, 同日別の病院に転院したが, その16日後に転院先の病院で多臓器不全等により死亡した。この事件につき, 患者の遺族が, Yに対し, 入院中に重大な疾患を有している可能性が高い状況にあることを認識していたにもかかわらず, その旨説明することなく, 必要な検査を実施することもないまま患者を退院させたうえ, 再入院以降においても適切な検査を行わなかったなどと主張し, 診療契約上の債務不履行ないし使用者責任に基づき損害賠償を請求した。第1審は, Yに診療契約上の債務不履行があるとは認めなかったが, Yの病院の院長が患者の退院に当たり, 主治医において患者の症状が重大な疾患による可能性が高いと判断していたことや, 鑑別診断に向けて各種検査の実施を予定ないし計画していたことについて説明することなく, 退院するのであれば他の病院を受診して検査を受けるよう勧めることもなく, 放置した場合の危険性について説明するどころか, 同可能性や危険性がないかのような誤った情報を提供したのであるから, 患者の自己決定権を侵害する不法行為に該当すると判断し, 死亡との因果関係は認めず, 遺族の請求を一部認容(遺族合計で慰謝料300万円と1割30万円の弁護士費用, 遺族中妻がその半分で, 子ら4人が8分の1ずつ)した。控訴審は, 控訴審におけるY側の主張を採用せず, 遺族らの請求を使用者責任に基づき原判決認容の限度で理由があるとして, 控訴と附帯控訴をいずれも棄却した。

(2) 東京高判平成28年9月14日 金法2053号77頁

平成28年(ネ)第938号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更)

Xは, A証券との間において株式の信用取引を行っていたが, 平成24年8月30日中にA証券の指定口座に約270万円の追加保証金を入金しないと, 本件信用取引が強制決済され, 建玉を失う状況にあった。Xは, 上記指定口座としてY銀行支店に有する預金口座を使用していたので, 同日午後3時前頃, Y銀行のうち勤務先に近い支店に現金270万円を持参し, 同日中に270万円をY銀行支店の上記指定口座に振り込んで送金するよう依頼した。ところが, Y銀行は, 上記指定口座とは異なる口座(同一支店で口座番号が異なる口座)に振り込んでしまい, 同日中に上記指定口座に入金することができなかった。A証券は, Xから同日中に上記指定口座に追加保証金の入金がなかったため, Xの信用取引を強制決済し, 合計7銘柄の建玉が失われ, 約800万円の損失が確定した。Xは, 上記強制決済による強制決済金額と, その後損失を回復するまで株式を保有したと想定した場合の想定決済金額との差額957万7300円の損害を被ったと主張し, Y銀行に対し, 債務不履行に基づき, 同額およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。原審は, Yの債務不履行とXに生じた損害との間の因果関係を認めたとし, 民事訴訟法248条によって損害額を800万円と認定した。これを不服とするY銀行が控訴した。

本判決は, 本件建玉の喪失による損失は, 民法416条2項の特別な事情による損害として損害賠償の対象となると判断した。その上で, Xが本件建玉を保有し続けることにより一定の利益を獲得し, 損失を回復する可能性はあったといえるが, Xが損失の回復を果たすまで最良の選択をすることを前提とすることは無理があるとして, 民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定すると, 損失額約800万円の約2割である約160万円と認めるのが相当であると判示した。

(3) 福岡高判平成28年10月4日 金法2052号90頁

平成28年(ネ)第321号 預金契約解約無効確認請求控訴事件(控訴棄却)

本件は, Y銀行との間で預金契約を締結したX1(指定暴力団の会長), X2(指定暴力団の幹部)が, 当該各預金契約締結後にYの預金取引約款に追加された暴力団排除条項に基づいて預金契約を解約されたことについて, Y銀行に対し, 上記各解約が無効であることの確認を求める事案である。原審は, 上記各解約は有効であるとして, Xらの請求を棄却したところ, これを不服とするXらが控訴した。

本判決は, まず, 上記暴力団排除条項には目的の正当性が認められ, 解約という手段にも合理性が認められるから, 憲法14条1項, 22条1項の趣旨に反せず, 公序良俗にも反せず, 有効であるとした。次に, Y銀行が預金取引約款に暴力団排除条項を追加し, 既存の預金契約に遡及適用したことによる不利益は限定的で, 遡及適用されることとなった預金者は暴力団等から脱退することによって不利益を回避することができることなどからすると, 上記暴力団排除条項を遡及適用できると解するのが相当とした。また, 本件各口座が社会生活上不可欠な代替性のない生活口座であるといった事情などは認められず, 本件各解約が信義則違反ないし権利の濫用に当たるとはいえないとした。

(4)大阪地判平成27年7月8日 判例時報2305号132頁

平成26年(ワ)第2172号 損害賠償請求事件 (一部認容,一部棄却(控訴))

医師が実施しているスーパーリセリングと称する美容療法(患者から採取した細胞を培養し,対象部位に注入することで皮膚のしわ,たるみ等を除去・改善するというもの)を受けた患者が,効果が全くなかったことから,説明義務違反があるとして債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償請求を行った事案。

裁判所は,美容診療は医学的に見て必要性及び緊急性に乏しいものでもある一方,美容という目的が明確で自由診療に基づき安価とはいえない費用で行われるものであるから,美容診療による客観的な効果の大小,確実性の程度等の情報は,美容診療を受けるか否かの意思決定をするにあたって特に重要と考えられ,効果が客観的に現れることが必ずしも確実ではなく,場合によっては客観的な効果が得られないこともあるというのであれば,医師はその旨の情報を正しく提供して適切な説明をすることが診療契約に付随する法的義務として要求され,本件の患者が医師から美容効果が確実でないと説明を受けていたとしてもスーパーリセリングを受けた蓋然性が高かったものとは認められないと判断し,施術費用等を損害と認めた。

(5)東京地判平成27年8月19日 判例時報2305号16頁

平成26年(ワ)第24230号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

医師が性感染症の検査を受けた患者に対し,虚偽の診断をし,その後,患者の診療録等の開示請求を一部拒否したことについて,患者が,債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。

裁判所は,医師が患者を性器クラミジア感染症及び性器ヘルペスと診断したことは確立された医学的知見に照らして不合理であったと認め,医師が本件以前より検査報告書の数値を改変していたことも挙げて,性感染症に関する一連の医療行為については,血清抗体検査のための採血行為も含め,その全てが医師が診療契約に基づいて尽くすべき最善の注意義務に著しく違反するもので,故意による詐欺行為と評価し,診療録等の開示拒否についても,心身に悪影響を及ぼすなどの特段の事情がない限り,診療録等を速やかに開示すべき義務を負っていると判示し,治療費,他の病院でのセカンドオピニオンの費用を損害と認め,虚偽の診断の慰謝料は30万円の限度で,診療録等の開示拒否の慰謝料は10万円の限度で損害として認めた。

(6)東京地判平成27年12月25日 判例タイムズ1428号237頁

平成24年(ワ)第6037号 損害賠償請求事件(請求棄却(控訴))

平成22年に被告から宅地(埼玉県久喜市所在)及び戸建住宅を購入した原告が,東北地方太平洋沖地震により当該宅地が液状化して当該戸建住宅が傾斜したことについて,被告に対し,瑕疵担保責任又は不法行為に基づき,損害賠償を求めた事案。

本判決は,本件住宅建築時までの本件土地の状況,平成16年の久喜市の地盤調査結果,被告の請負業者が実施した平成21年の本件土地の地盤調査方法,調査結果及び液状化判定の内容,被告の請負業者が実施した本件土地の地盤補強工事の内容,本件住宅の基礎工事の内容,平成23年調査の結果,液状化前後の地盤強度等の変化の有無,本件地震の特徴等の事実関係を認定したうえで,本件土地が宅地として通常有すべき品質,性能を欠くものと認めることはできないとして瑕疵担保責任を否定し,被告には,液状化被害を防止する対策を講ずる義務違反があるとは認められないとして,同義務違反による不法行為責任も否定し,更に被告が,中地震動による液状化被害の発生を予見して,本件土地の液状化に関する事項について説明すべき義務を負うものではないとして,説明義務違反による不法行為責任も否定した。

(7)京都地判平成28年1月29日 判例時報2305号22頁

平成23年(ワ)第1956号,同第4104号,平成24年(ワ)第2100号,平成25年(ワ)第1627号,平成26年(ワ)第1233号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

建設作業に従事していた際に石綿粉じんに曝露したため,石綿関連疾患に罹患したと主張する建設作業従事者及びその相続人である原告ら27名が,国に対しては,建設作業現場における石綿粉じん曝露を防止するための規制権限を行使すべきところこれを怠ったとして国賠法1条1項に基づき,また,石綿含有建材を製造,販売していた企業(計32社)に対しては,石綿含有建材を製造販売してはならない注意義務に違反したとして民法719条等に基づき,損害賠償を求め,裁判所が国及び企業に対する双方につき,その一部を認容した事案。

本判決は,国について,防じんマスク又は送気マスクの着用,集じん機付き電動工具の使用並びに建材及び建設作業現場への具体的な警告表示の義務づけを怠った点に旧労基法,安衛法上の規制権限不行使があるとして違法性を認める一方,労基法上の労働者に該当しない一人親方等は安衛法による保護対象でないとして違法性を否定し,建設作業従事者は建基法の保護対象でないとして建基法に基づく規制権限不行使の違法性を否定し,また,企業側においても,企業が国と同様の時期に建材への具体的な警告表示を行うべきであったにもかかわらずこれを怠ったとの過失を認め,企業の過失と結果発生との因果関係を,民法719条1項後段類推適用により認めた。

(8)津地判平成28年2月4日 判例時報2303号90頁

平成26年(ワ)第397号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

X1は,中学入学前に免疫性血小板減少性紫斑病(出血しやすい病気)と診断され,入学後,女子バレー部に入部したが通院のため定期的に部活動を休むこともあったところ,Y1(教諭)は,X1がY1の期待するプレーができないときにX1に対し「おまえは論外」と発言したり,拳骨や平手でたたく等の暴力に及んだ。X1の父が中学校校長へ対処を求めた以降は暴力はなくなったものの暴言は変わらず,X1は中学2年夏に退部し児童精神科に3日間通院した。そこでX1及び両親がY1に対しては不法行為に基づき,中学校を設置しているY2(市)に対しては国家賠償法に基づき損害賠償請求を提起したのが本件である。

本判決はY1の暴力は生徒の非違行為に対するものではなく感情をX1にぶつけたものである等認定し,懲戒権の範囲を逸脱した違法な行為であるとし,中学校校長はY1による違法行為を認識し又は認識し得たにもかかわらず再発防止に向けた行動をとらず安全配慮義務違反があるとした上でY2はX1に対し慰謝料150万円弁護士費用15万円の限度で賠償責任があるとしたが,Y1に対しては公務員個人は直接被害者に対し責任を負わないと棄却し,また,子供への賠償によって親の精神的苦痛も慰謝されたと評価される等の理由によりの両親の請求を棄却した。

(請求額についての補足)

子供 慰謝料300万弁護士費用30万

(内訳 教諭及び市に対し連帯して加害行為を原因とした慰謝料150万弁護士費用15万,市に対し安全配慮義務違反を原因とする慰謝料150万弁護士費用15万)

両親 慰謝料100万弁護士費用10万

(内訳 教諭及び市に対し連帯して加害行為を原因とした慰謝料50万弁護士費用5万,市に対し安全配慮義務違反を原因とする慰謝料50万弁護士費用5万)

【知的財産】

(9)知財高判平成28年3月28日 判例タイムズ1428号53頁

平成27年(ネ)第10029号 特許権に基づく損害賠償請求権不存在確認等請求控訴事件(控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/085928_hanrei.pdf

「FOMA」という名称の携帯電話通信サービスを提供する被控訴人が,本件特許権を有する控訴人に対し,ランダムアクセスチャンネルへのアクセス制御に関する通信網の作動方法等を使用してサービスを提供した行為は,本件特許権を侵害するものではないと主張して,不法行為に基づく損害賠償債務等の不存在確認を求めた事案。

原判決は,控訴人(特許権者)による書類提出命令の申立は証拠調べの必要性を欠くとして却下し,本件通信方法等は,本件特許権の技術的範囲に属しないとして,被控訴人の請求を認容したが,本判決は,書類提出命令の申立について,通常,命令を求める権利者の側に,「侵害行為に対する合理的疑いが一応認められることの疎明」を求めるべきで,その発令に関しては,濫用的・探索的申立の疑いが払拭される程度に,侵害行為の存在について合理的な疑いを生じたことが疎明されれば足りるとして,本件について証拠調べの必要性を認めたとうえで,提出を拒む正当理由の審理のため,提出を求める書類の一部(マニュアル類等)についてインカメラ手続を経て,対象書類の一部について一部マスキングして任意提出を受けた後,残部について申立てを却下し,結論としては被控訴人の請求を認容して,特許権者による控訴を棄却した。

(10)知財高判平成28年10月13日 裁判所HP

平成28年(ネ)第10059号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件 著作権 民事訴訟 (原審 東京地裁平成27年(ワ)第27220号) (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/196/086196_hanrei.pdf

幼児用箸を製造販売する控訴人(1審原告)が,同種製品を製造販売する被控訴人(1審被告)に対し,被告各商品の製造販売は,控訴人が有する著作権を侵害すると主張して,被告各商品の製造販売の差止め等を求めた事案。原判決は,著作権侵害を認めず,控訴人の請求を棄却したため,これを不服として控訴人が本件控訴をした。

控訴人は,工業的に大量生産され実用に供されるものであるからといって,「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは相当でなく,「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても,著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を満たすものについては,「美術の著作物」としてこれを保護すべきであるとした上で,原告各製品は,最上部で結合された連結箸である点,1本の箸に人差し指と中指を入れる2つのリングを有し,かつ,他方の箸に親指を入れる1つのリングを有して,合計3つのリングが設けられている点において,他社製品に比べて特徴的な形態を有しており,そこには作者の個性が発揮されていて創作性が認められるから,「美術の著作物」として保護されるべきものである,と主張する。

しかしながら,美術の著作物としての保護を求める以上,美的観点を全く捨象してしまうことは相当でなく,何ら

かの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である。したがって、控訴人の主張が、単に他社製品と比較して特徴的な形態さえ備わっていれば良いとするものであれば、その前提において誤りがある。

また、原告各製品は、幼児が食事をしながら正しい箸の持ち方を簡単に覚えられるようにするための練習用箸であって、その目的を実現するために、2本の箸を連結するというのは、いずれもありふれた着想にすぎない。よって、前記の点に美術の著作物としての創作性を認めることはできない。

次に、箸を持つ指やその位置が決まっている以上、これを固定しようと考えれば、固定部材を置く位置は自ずと決まるものであるし、人差し指、中指、親指の3指を固定することや固定部材として指挿入用のリングを設けることも、特段目新しいことではない。原告各製品も通常指を置く位置によくあるリングを設けたにすぎず、美的鑑賞の対象となり得るような何らかの創作的工夫がなされているとは認め難い。よって、前記の点についても、美術の著作物としての創作性を認めることはできない。

以上のとおり、控訴人が主張する前記の点は、いずれも実用的観点から選択された構成ないし表現にすぎず、総合的に見ても何ら美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えるものではない。よって、前記の点を理由に、原告各製品について美術の著作物としての著作物性を認めることはできないというべきである。

以上の次第であるから、原判決は相当である、として本件控訴は棄却された。

(11)知財高判 平成28年10月26日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10009号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/218/086218_hanrei.pdf

拒絶査定不服審判の拒絶審決について取消を求めた事案であって、引用発明の構成を引用例2の構成に置き換える動機付けはなく、さらに、置き換えることには阻害要因があるとして、拒絶審決を取消した事案。

引用例2に記載された技術事項における、給水部の水位を検知する検知装置が検知する「一定の水位」は、引用発明におけるフロートスイッチの「第1の基準位置における接点」とは、水位の性質、すなわち、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点において、明らかに相違する。

加えて、引用発明において、液面検出手段を構成するフロートスイッチは、「第1の基準位置H1における接点」のみならず、「第2の基準位置H2における接点」を有するところ、「第2の基準位置H2における接点」が検出する液面高さの「第2の基準位置」は、加湿機の運転時の場合には、水面高さ(液面高さ)が第1の基準位置H1以上の場合には運転が継続される、すなわち、液面高さが「第2の基準位置」を下回っても、第1の基準位置を上回る限りにおいて、加湿機の運転が継続されるものである。そうすると、所定の水位を下回る液面高さでも加湿機能が動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせるものである点において、引用例2における「一定の水位」と引用発明の「第2の基準位置H2における接点」は共通するものであるということが出来る。

このように、引用例2の「一定の水位」は、フロートスイッチの「第1の基準位置における接点」とは水位の性質(それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点)において明らかに相違し、かつ、引用発明には、上記性質において共通する「第2の基準位置H2における接点」が既に構成として備わっているにもかかわらず、引用発明において、フロートスイッチの「第1の基準位置における接点」を引用例2の「一定の水位」を検知する構成に置き換える動機付けがあるということはいえない。

さらに、引用発明におけるフロートスイッチの「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項(それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせれることを前提した「一定の水位」を検出対象とするもの)に置き換えると、引用発明におけるフロートスイッチの「第1の基準位置H1における接点」は、液面高さが「第1の基準位置」を下回ったことを検出しても加湿機能を引き続き動作させることになるから、引用発明におけるフロートスイッチの「第1の基準位置H1における接点」に係る構成により奏するとされる、加湿部の動作を自動的に停止して液体収容槽の液体の残量がないときにファンを無駄に動作させることを防止できるという効果は、損なわれることになる。そうすると、引用発明におけるフロートスイッチの「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項である、「一定の水位」を検知する構成に置き換えることには、阻害要因があるというべきである。

(12)知財高判平成28年11月2日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10115号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/238/086238_hanrei.pdf

被告は、指定商品を「電球類及び照明用器具」として、「アイライト」の商標につき登録を受け、原告は、本件商標の不使用を理由として取消審判を請求し、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を

し、原告は審決取消訴訟を提起した。

本件審決の理由は、要するに、被告が、本件商標を表示した商品カタログ(本件カタログ)を、ウェブサイトに閲覧可能なものとして掲載した行為を認定し、同行為をもって、本件審判の請求の登録前3年以内(要証期間)に、商標法2条3項8号所定の使用をしたことを証明したものと認められるから、本件商標の登録は、同法50条の規定により取り消すことはできず、また、本件商標の使用は、同条3項本文に規定するいわゆる駆け込み使用と認めることはできない、というものである。

原告は、本件カタログは、商標登録の取消しを免れるために名目的に本件商標を付したにすぎず、このような広告的使用は、商標法50条所定の「使用」に該当しない旨主張する。しかし、商標法50条の主な趣旨に鑑みれば、商標法50条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品等について何らかの態様で使用(商標法2条3項各号)されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではないというべきである。したがって、原告の主張は、採用することができない。

商標法50条3項は、審判請求人に対し、商標権者等が当該商標の使用をした場合、同使用が「その審判の請求がされることを知った後であること」の証明を求めており、同規定に照らすと、「その審判の請求がされることを知った」とは、当該審判請求を行うことを交渉相手から書面等で通知されるなどの具体的な事実により、当該相手方が審判請求する意思を有していることを知るなど、客観的にみて審判請求をされる蓋然性が高く、かつ、上記商標の使用がこれを認識していると認められる場合をいうと解すべきであり、上記商標の使用において単に審判請求を受ける一般的、抽象的な可能性を認識していたのみでは足りないというべきである。

原告は、被告がFAX(本件FAX)において本件商標に係る権利行使を示唆したとして、そのような示唆をされた者は、権利行使の対象とされる商標の商標登録を取り消す審判等の請求を検討するはずであるから、被告は、上記示唆の時点において、本件商標について不使用取消審判が請求されることを知っていた旨主張する。

しかし、本件FAXの内容に鑑みれば、これを受領した者において、直ちに権利行使の対象とされる商標の商標登録を取り消す審判等の請求を検討するとは、必ずしもいえない。

原告が主張する上記認識は、不使用取消審判請求を受けると一般的、抽象的な可能性の認識の域を出るものではない。

以上によれば、原告主張の審決取消事由にはいずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

(13)知財高判 平成28年11月16日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10079号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/259/086259_hanrei.pdf

拒絶査定不服審判の拒絶審決について取消を求めた事案であって、本願発明のタイヤと引用発明のタイヤとは具体的な課題が異なり、表面層に関する技術的思想は相反するものであるとして、拒絶審決を取消した事案。

本願発明は、トレッドに発泡ゴムを適用したタイヤにおいて、氷路面におけるタイヤの制動性能及び駆動性能を総合した氷上性能が、タイヤの使用開始時から安定して優れたタイヤを提供するため、タイヤの新品時に接地面近傍を形成するトレッド表面のゴムの弾性率を好適に規定して、十分な接地面積を確保することができるようにしたものである。これに対し、引用発明は、スタッドレスタイヤやレーシングタイヤ等において、加硫直後のタイヤに付着したベントスピーーと離型剤の皮膜を除去する皮むき走行の走行距離を従来より短くし、速やかにトレッド表面において所定の性能を発揮することができるようにしたものである。

以上のとおり、本願発明は、使用初期においても、タイヤの氷上性能を発揮できるように、弾性率の低い表面ゴム層を配置するのに対し、引用発明は、容易に皮むきを行って表面層を除去することによって、速やかに本体層が所定の性能を発揮することができるようにしたものである。したがって、使用初期においても性能を発揮できるようにするための具体的な課題が異なり、表面層に関する技術的思想は相反するものであると認められる。

よって、引用例に接した当業者は、表面外皮層を柔らかくして表面外皮層を早期に除去することを想到することができても、本願発明の具体的な課題を示唆されることはなく、当該表面外皮層に使用初期においても安定して優れた氷上性能を得よう、表面ゴム層及び内部ゴム層のゴム弾性率の比率に着目し、当該比率を所定の数値範囲とすることを想到するものとは認め難い。また、ゴムの耐摩耗性がゴムの硬度に比例することや、スタッドレスタイヤにおいてトレッドの接地面を発泡ゴムにより形成することにより氷上性能あるいは雪上性能が向上することが技術常識であるとしても、表面ゴム層を非発泡ゴム、内部ゴム層を発泡ゴムとしつつ、表面ゴム層のゴム弾性率を内部ゴム層のゴム弾性率より小さい(表面を内部に比べて柔らかくする。)所定比の範囲として、タイヤの使用初期にトレッドの接地面積を十分に確保して、使用初期においても安定して優れた氷上性能を得るといった技術的思想は開示されていないから、本願発明に係る構成を容易に想到することができるとはいえない。

【民事手続】

(14)札幌地判平成28年5月30日 金法2053号86頁

平成27年(ワ)第1306号 自動車引渡請求事件(請求認容)

本件は、自動車販売店Aが、破産者Bに対して自動車を割賦販売した際にその割賦金等債権の担保として上記自動車の所有権を留保し、Aを所有者、Bを使用者とする上記自動車の登録手続がされたところ、その後、Bが割賦金等の支払を遅滞し、Bの委託を受けてAとの間で上記割賦金等債務を連帯保証した信販会社Xが、連帯保証債務の履行としてAに対して上記割賦金等の残額を弁済し、法定代位により上記自動車の留保所有権に基づき、Bの破産管財人であるYに対し、破産法65条の別除権の行使として自動車の引渡しを求めた事案である。

本判決は、XがAに対し、本件保証契約に基づいて本件割賦金等の残額を弁済した場合、Bに対しては受託保証人としての求償権を取得するとともに民法500条、501条により当然にAに代位して、上記求償権の限度でAがBに対して有していた本件割賦金等債権およびその担保である本件留保所有権を行使できるようになるところ、A、BおよびXの三者間の合意はこれと同趣旨の内容を定めたものと解され、Xが上記弁済後にAが有する本件割賦金等債権とは異なる債権を独自に取得して、Bとの間でこれを被担保債権とする新たな担保権を設定するものではないとした上で、本件自動車につきAの登録名義があることにより、Aは本件留保所有権を第三者に対抗することができるから、Bの破産手続開始時点において、Xが本件自動車の登録所有名義を得ない限り本件留保所有権を行使し得ないと解すべき理由はなく、本件自動車の登録所有名義がAにある以上、Bが本件自動車の交換価値を把握するものではないことも公示されているから、Xは、本件自動車の登録所有名義を得ることなく、法定代位による本件留保所有権の取得をBの一般債権者、ひいてはBの破産管財人であるYに対抗することができるかと判断して、Xの請求を認容した。

【刑事法】

(15)最一決平成28年10月25日 最高裁HP

平成28年(シ)第607号 保釈請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/223/086223_hanrei.pdf

(要旨)

公訴提起後第1回公判期日前に弁護人が申請した保釈請求に対する検察官の意見書の謄写を許可しなかった裁判官の処分が是認できないとされた事例

(判旨)

抗告理由がないため抗告は棄却するが、原々審の裁判官が、検察官の意見書について、弁護人に謄写を許可しなかった点は是認できない(最決17.10.24刑集59-8-1442)。

(16)広島高裁岡山支部決平成28年1月6日 判例時報2304号138頁

平成26年(お)第1号 再審請求事件(棄却(異議申立))

強盗殺人罪で有罪確定した者が強盗致死罪であることの新たな証拠を発見したとして、強盗致死罪への認定変更を求める再審請求をした事案において、法定刑が同じである両罪につき刑事訴訟法435条6号の「軽い罪」を認めるべき場合に該当するかどうか争われ、裁判所が、強盗殺人罪が故意犯であるのに対し、強盗致死罪は結果的加重犯であって、その違法性には大きな差があり、異なる犯罪類型であるということができ、刑法240条後段は、その構成要件とする結果を導く基本行為に違いを認めていると解され、刑事訴訟法435条6号が規定するのは「軽い罪」であって「軽い刑」ではないから、法定刑が同じ罪を「軽い罪」に当たると解することが文理上不可能であるとまでは言えない、量刑においても、強盗殺人罪の場合は死刑適用事例もみられるのに対し、強盗致死罪には死刑を適用しない取り扱いが裁判の慣例となっており、実際の救済の必要性が大きい、事案が異なり過去の最高裁判例にも違背しないなどとして、「軽い罪」に該当すると認めた事例。但し、弁護人らが提出した証拠が「軽い罪を認めるべき明らかな証拠」には該当しないとして、再審請求は棄却した。

(17)東京高決平成28年4月19日 判例タイムズ1428号81頁

平成28年(医ほ)第10号退院の許可の申立て棄却決定に対する抗告申立て事件(取消,差戻)

統合失調症にり患しているとして、検察官の申立てにより、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律42条1項1号に基づく入院決定を受け、指定入院医療機関に入院中であつた対象者につき、指定入院医療機関の管理者が、法49条1項に基づき、さいたま地方裁判所に退院許可を申し立てた事案について、同申立てを棄却した原決定に対し、管理者が抗告を申し立てた。

本決定は、管理者の意見は、平素から入院患者らの病状等を観察している者による医学的見地からの専門的な意見であり、本件ではその判断形成過程に、特に意見の合理性・妥当性について疑義を抱かせる事情がないこと、仮に、裁

判所が、管理者の意見に疑問があると考える場合には、審判期日を開き、管理者に判断の根拠等を尋ねることでの合理性・妥当性を検証することができ、さらには、他の精神保健判定医に鑑定を命じ、これを基礎とすることも可能であるところ、管理者の意見の合理性・妥当性を確認・検証するために必要な審理を尽くすことのないまま、管理者の意見を排斥していることについて審理不尽の違反があり、ひいては事実誤認の疑いがあるとし、原決定を取り消して、原裁判所に差し戻しをした。

【社会法】

(18)さいたま地判平成27年10月28日 判例時報2304号31頁

平成26年(行ウ)第28号 生活保護停止決定取消請求事件(認容(控訴,控訴棄却,確定))

生活保護受給者が生活保護法27条に基づく指導又は指示(本件指導)に従わなかったため、処分行政庁が生活保護を停止する処分(本件停止処分)を行ったことに対し、本件指導の違法性と本件停止処分の違法性を主張して本件停止処分の取り消しを求めた事案。本件指導は、生活保護受給者が、所有かつ居住していた二階建て戸建て住宅を574万円で売却しマンションの一室を530万円で購入して転居したことに付き、マンションを売却するよう指導した、というものであるところ、上記買換えは生活保護受給者が様々な病気を抱え、約30年来処分行政庁の市内の病院に通院していたが、通院途中に緊急搬送されることがあったことなどから、通院を負担に感じるようになるとともに、交通事故により歩行困難となり、戸建て住宅での階段の昇降に負担を感じるようになったことから、病院に近いマンションに買い替えたという特殊事情があった。裁判所は、生活保護法27条1項に基づく指導又は指示が保護の目的達成のために必要とは認められない場合や、必要と認められる場合でもあってもその最小限度を超えるものであるときには違法となり、指導又は指示が少なくとも書面でなされようとする場合には、その必要性及び合理性を当該事案の性質や経緯、被保護者又はその世帯の個別事情を十分考慮した上で慎重にされることを要し、その判断の過程及び手続においてそのような考慮を欠き、生活保護の理念及び社会通念に照らして妥当性を欠くものであるときには、保護の実施機関の裁量権を逸脱、濫用したものとして違法となるものと解されるとした上で、本件指導は特殊事情を十分考慮することなくされたものであり、保護の目的達成のための必要最小限度のものではないか、又は、その判断の過程及び手続において生活保護受給者もしくはその世帯の特殊事情や本件買換えと本件生活保護の申請の経緯等に対する十分な考慮を欠き、社会通念に照らして妥当性を欠き、違法だと判断し、さらに、指導又は指示が違法である場合には、当該指示又は指導に従わなかったことを理由とする不利益処分は違法になるとして、本件停止処分も違法だと判断し、同処分の取消請求を認容した。

(19)横浜地川崎支部決平成28年6月2日 判例タイムズ1428号86頁

平成28年(ヨ)第42号ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件(認容)

在日コリアンの集住地域である川崎市内の桜本地区に事務所を置いて共生社会の実現を目的とし、民族差別の解消に取り組む社会福祉法人Xの申立てにより、Yが同地区を標的として主宰した前2回の在日コリアンの排斥を訴えるデモと同様の違法性の顕著なヘイトデモをする蓋然性が高いとして、不特定の本邦外出身者を対象とするヘイトスピーチについて、平成28年5月24日に制定された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律(施行前)を引用するなどして民法709条の解釈において人格権侵害による違法性を肯定し、人格権に基づく妨害予防請求権に基づき、事務所の周囲の半径500メートルの円内における上記のヘイトデモを事前に差し止める仮処分命令が発令された。

【紹介判例】

最一判平成26年3月20日 判例タイムズ1428号47頁

平成24年(あ)第797号 保護責任者遺棄致死被告事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/046/084046_hanrei.pdf

法務速報155号17番で紹介済

最三決平成27年11月19日 判例タイムズ1428号44頁

平成27年(し)第556号 提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/490/085490_hanrei.pdf

法務速報176号29番で紹介済

最一判平成28年1月21日 判例時報2305号13頁

平成26年(受)第547号 損害賠償請求事件(破棄自判)

法務速報178番1号で紹介済

最二判平成28年2月19日 判例タイムズ1428号16頁
平成25年(受)第2595号 退職金請求事件(破棄差戻)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/681/085681_hanrei.pdf
法務速報179号30番で紹介済

最二判平成28年3月4日 判例時報2305号140頁
平成27年(受)第1431号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)
法務速報179番14号で紹介済

最三決平成28年3月24日 判例タイムズ1428号40頁
平成27年(あ)第703号 傷害,傷害致死被告事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/781/085781_hanrei.pdf
法務速報180号16番で紹介済

最一判平成28年4月1日 判例時報2303号41頁
平成26年(受)第755号 損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85846
法務速報180号19番で紹介済

最一判平成28年4月28日 金法2052号67頁
平成27年(受)第330号 債務不存在確認等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/854/085854_hanrei.pdf
法務速報181号16番で紹介済

最一判平成28年6月2日 判例タイムズ1428号35頁
平成26年(受)第949号 債券償還等請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/927/085927_hanrei.pdf
法務速報182号14番で紹介済

最一判平成28年6月2日 金法2053号65頁
平成26年(受)第949号 債券償還等請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/927/085927_hanrei.pdf
法務速報182号14番で紹介済

最二判平成28年6月3日 判例タイムズ1428号31頁
平成27年(受)第118号 遺言書真正確認等,求償金等請求事件(破棄差戻)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/085930_hanrei.pdf
法務速報182号1番で紹介済

最一判平成28年6月27日 判例タイムズ1428号25頁
平成26年(受)第1813号,平成26年(受)第1814号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/969/085969_hanrei.pdf
法務速報183号14番で紹介済

2. 平成28年(2016年)11月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 192 1

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・衆法 192 2

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員に準じて,国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大することを定めた法律。

・閣法 189 30

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

・・・外国人に対し技能実習を実施する者,実施を監理する者,技能実習計画についての許可等の制度,これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等を定めた法律。

・閣法 189 31

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

・・・介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けること,偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に対する罰則の整備,在留資格取消事由の拡充等を定めた法律。

・閣法 189 41

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

・・・我が国における人工衛星等の打上げ,人工衛星の管理に係る許可に関する制度,人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることを定めた法律。

・閣法 190 42

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

・・・衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いについての国の責務,衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度,衛星リモートセンシング記録保有者の義務,衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定等を定めた法律。

・閣法 192 2

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

・・・中央新幹線の速やかな建設のため,独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について,当分の間,当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせることとすること等を定めた法律。

・閣法 192 3

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律

・・・消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とすること,地方法人税率引上げの実施時期の変更,住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度,住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 192 4

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

・・・地方消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とすること,法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期,自動車取得税の廃止時期,自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等を定めた法律。

・閣法 192 6

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成29年8月1日から行うことを定めた法律。

・閣法 192 8

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等を定めた法律。

・閣法 192 9

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護のため一日の勤務時間の一部の休暇等を定めた法律。

・閣法 190 10

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律。

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

赤沼 康弘 土肥 尚子 編 青林書院 336頁 3,996円

事例解説 成年後見の実務

片岡 武 細井 仁 飯野 治彦 著 日本加除出版 408頁 3,780円

実践調停 遺産分割事件 物語から読み解く調停進行と実務

滝澤孝臣 編著 青林書院 652頁 7,452円

最新 裁判実務大系 不動産関係訴訟

滝澤孝臣 編著 青林書院 538頁 6,588円

最新 裁判実務大系 不動産登記訴訟

宮崎裕二 著 プロGRESS 523頁 5,400円

ザ・信託 信託のプロをめざす人のための50のキホンと関係図で読み解く66の重要裁判例

NPO法人 建築問題研究会 編 日本加除出版 304頁 2,916円

ここが知りたい建築紛争

建築士と弁護士が事例で読み解く実務

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

弥永 真生 岩倉 正和 太田 洋 佐藤 丈文/監修 西村あさひ法律事務所/編 商事法務 536頁 6,048円
会社法実務相談

一般社団法人弁理士クラブ知的財産実務研究所 編 発明推進協会 355頁 3,240円
実務家のための知的財産権判例70選 2016年度版 平成27年4月10日～平成28年3月30日判決

木村三男 監修/加藤信良 著 日本加除出版 224頁 2,484円
記載例から読み解く戸籍の実務 コンピュータ戸籍の基礎知識

小池信行/藤谷定勝 監修/不動産登記実務研究会 編著 日本加除出版 732頁 6,480円
Q&A権利に関する登記の実務
第8編 嘱託登記/各種財団等に関する登記/船舶に関する登記/その他の登記

第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会編 日本加除出版 252頁 2,808円
ハラメントの事件対応の手引き 内容証明・訴状・告訴状ほか文例

吉川 英一郎/編著 大橋 さゆり 定岡 由紀子 白石 多津子 染川 智子 辰巳 真司 メステッキー涼子 著 文眞堂 236頁 2,700円
判例で理解する職場・学校のセクハラ・パワハラ 実務対策:どんな事案がどう判定されたか

5. 発刊書籍<解説>

「ザ・信託 信託のプロをめざす人のための50のキホンと関係図で読み解く66の重要裁判例」

第1部で信託の仕組み,認知症対策としての財産管理,相続対策としての信託などが解説されている。第2部では,信託と登記,信託受益権,受託者に関する判例など信託にかかわる重要裁判例が,66事例紹介されている。信託の基本的な事項を網羅的に学びたい際に参考になる本である。

「ハラスメントの事件対応の手引き 内容証明・訴状・告訴状ほか文例」

第1章ハラスメントの定義,類型,第2章ハラスメントの法律相談の対応,第3章 ハラスメントに対しとり得る手段・措置,第4章 ハラスメントに対して事業主がとるべき具体的対応策,第5章 マスコミ対応策と活用法との構成になっている。被害者側と行為者側の双方の立場について述べられている。書式例も掲載されており,若手が取り組む際や,ハラスメント事件全般について確認したい際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。